

選 択 約 款

＜だん暖料金契約＞

名張希望ヶ丘桜苑

2025年10月17日実施

名張近鉄ガス株式会社

ガス小売事業者登録番号 E0102

目 次

1. 用語の定義	1
2. 適用条件	1
3. 選択約款及び変更の揭示等	1
4. 契約の締結	2
5. 使用の申込み	2
6. 料 金	3
7. 料金の口座振替	3
8. 料金の払込み	3
9. 設置確認及び解約等	4
10. 単位料金の調整	4
11. 保証金	5
12. その他	6
附 則	6
1. 本選択約款の実施期日	
2. 「三重県 LP ガス料金高騰対策支援金事業（第4期）」に係る特別措置	
(別 表)	
1. 適用区分	6
2. 料金及び消費税等相当額の算定方法	6
3. 料金表 1	7
4. 料金表 2	8

1. 用語の定義

本選択約款において使用する用語は、次のとおりといたします。

- (1)「暖房機器」… エネルギー源としてガスを使用する燃焼暖房機器、又はエネルギー源としてガスを使用する温水暖房機器をいいます。
- (2)「給湯機器」… エネルギー源としてガスを使用し、給湯を行う機能を有する燃焼機器のうち、最大給湯能力が33kw以上のものをいいます。
- (3)「調理機器」… エネルギー源としてガスを使用し、日常の煮炊きに使用する調理用の機器をいいます。
- (4)「家庭用住居」… 居住の目的にのみ建てられた住宅、又は居住部分と店舗・事務所・作業場など業務に使用する部分を併設する住宅の居住部分のみをいいます。
- (5)「消費税等相当額」… 消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (6)「消費税率」… 消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。
- (7)「指定旧供給地点小売供給約款」… 該当する供給地点群の指定旧供給地点小売供給約款をいいます。
- (8)「供給地点特定番号」… お客さまのガスの使用場所を特定する番号をいいます。

2. 適用条件

本選択約款の適用条件は、次のとおりといたします。

家庭用住居において風呂・給湯に給湯機器を使用し、併せて調理機器並びに暖房機器を使用になる場合で、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。ただし、居住部分と業務に使用する部分を併設する住宅のお客さまで、居住部分のガス使用量と業務に使用する部分のガス使用量を1つのガスメーターにより計量している場合は適用対象外とします。

3. 選択約款及び変更の揭示等

- (1) 当社は、この選択約款を、当社の本社、営業所及び当社の指定した特約店等（以下、「事業所等」といいます。）に揭示し、当社ホームページにも掲載いたします。
- (2) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によるものとし、(4)及び(5)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (3) お客さまは、(2)に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解除することができます。
- (4) 当社はこの選択約款を変更する場合は、原則として変更実施日の10日前までにその変更の内容を当社ホームページ及び事業所に揭示して周知いたします。
- (5) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(6)に定める場合を除きます。

- ① 供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
- ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (6) この選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に係る費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

4. 契約の締結

- (1) この選択約款に関する契約は、当社がお客さまの申込を承諾したときに成立いたします。
- (2) お客さまが温水暖房機器ご使用の場合、若しくは温水暖房機器と燃焼暖房機器の両方をご使用の場合はだん暖料金Aを、燃焼暖房機器のみをご使用の場合はだん暖料金Bを適用いたします。
- (3) お客さまが、ガス小売供給契約の変更を申し出られた場合、変更後の契約適用開始日は原則として、毎月15日までに契約成立となった分については当月定例検針日の翌日とし、毎月15日を超えて契約成立となった分については翌月定例検針日の翌日といたします。
- (4) 契約の期間は、本契約の適用開始日から本契約を解約その他の事由により終了した日までとします。
- (5) 本契約の解約又は指定旧供給地点小売供給約款に定める契約への変更をしたお客さまが、再度同一使用場所で本契約の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日又は契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、当社は、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約又は契約種別の変更の場合はこの限りではありません。
- (6) 2の規定に定める適用条件を満たしており、次の期間内である場合、他の契約種別（指定旧供給地点小売供給約款に定める契約を除きます。）への変更の申し込みは、原則として承諾いたしません。
 - ①新たにガスの使用を開始した場合は、本契約の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日まで
 - ②契約種別（指定旧供給地点小売供給約款に定める契約を除きます。）を変更した場合は、契約種別の変更の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日まで

5. 使用の申込み

- (1) ガスを新たに使用する方（ガスを新たに使用するためのガス工事のみを申し込む方を含みます。）、又はガスの使用状況の変更をしようとする方は、あらかじめこの供給条件等の重要事項及びこの選択約款を承諾のうえ、当社にガス使用の申し込みをしていただきます。
- (2) お客さまの氏名、住所、連絡先等当社が必要と認める事項を明らかにした、所定の申込書によ

るほか、電話、インターネット等により申し込んでいただきます。

6. 料 金

当社は、11月使用分（10月検針日の翌日から11月検針日まで）から4月使用分（3月検針日の翌日から4月検針日まで）までの期間については、だん暖料金Aには別表の料金表1を、だん暖料金Bには別表の料金表2を適用して、早収料金又は遅収料金を算定し、5月使用分（4月検針日の翌日から5月検針日まで）から10月使用分（9月検針日の翌日から10月検針日まで）までの期間については、指定旧供給地点小売供給約款に定める料金表を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします。

7. 料金の口座振替

- （1）料金を口座振替の方法でお支払いいただく場合の金融機関は、当社が指定した金融機関といたします。
- （2）お客さまは、料金を口座振替の方法で支払われる場合は、当社所定の申込書又は金融機関所定の申込書によりあらかじめ当社又は金融機関に申し込んでいただきます。
- （3）料金の口座振替日は、当社が指定した日といたします。
- （4）料金の支払方法として口座振替の方法を申し込まれたお客さまは、口座振替の手続が完了するまでは料金を払込みの方法でお支払いいただきます。
- （5）当社は、本選択約款にもとづき、料金を口座振替の方法でお支払いいただく場合、お客さまの指定する金融機関が所定の手続きを完了した後、口座振替割引を適用する場合があります。当社は、口座振替割引を適用する場合、次の規定に基づきます。
 - ① 口座振替割引額は、1契約につき、料金算定期間毎に次に定める金額といたします。
1契約につき33,000円（消費税等相当額を含みます。）
 - ② 料金算定期間毎の本選択約款によって算定された料金から、当該口座振替割引額を差し引きします。ただし、料金算定期間毎の口座振替割引額は、算定された料金を上回らないものといたします。
 - ③ 料金算定期間毎の料金がお客さまの指定する口座から当社が振替日と指定した日に引き落とされなかった場合は、当社は、口座振替割引額を差し引く前の料金として算定された金額と口座振替割引額を差し引いた料金として算定された金額との差額を、口座振替割引取消額として、翌月の料金に加算して申し受けます。
 - ④ ガス使用契約の解約日直前の検針日（指定旧供給地点小売供給約款の16（1）、（2）②、③、④、⑤を除きます）の翌日から解約日までの料金は口座振替割引を適用いたしません。

8. 料金の払込み

お客さまは、料金を払込みの方法で支払われる場合は、当社で作成した払込書により、次のいずれかの場所でお支払いいただきます。

- （1）①当社が指定した金融機関又は当社の指定したコンビニエンスストア等（以下「金融機関等」といいます。）
- ②当社の事業所等

- (2) ①お客さまは、料金をクレジットカード払いの方法で支払われる場合は、当社が指定したクレジットカード会社とお客さまとの契約に基づき、そのクレジットカード会社に毎月継続して立替えさせる方法によりお支払いいただきます。
- ②お客さまは、料金をクレジットカード払いの方法で支払われる場合は、当社指定の申込書によりあらかじめ当社に申し込んでいただきます。
- (3) 料金の支払方法として(2)の方法を申し込まれたお客さまは、クレジットカード払いの手続きが完了するまでは、申し込み時点の支払方法である口座振替または払込みの方法で料金をお支払いいただきます。
- (4) 料金を払込書でお支払いいただく場合、払込書発行手数料をご負担いただく場合があります。
- 当社は、払込書発行手数料を適用する場合、次の規定に基づきます。
- ①払込書発行手数料は、1契約につき、料金算定期間毎に次に定める金額とし、当該期間における料金に加算して申し受けます。
- 1契約につき231.00円（消費税相当額を含みます。）
- ②新たにガスの使用を申し込まれたお客さまは、開栓月から翌々月分の料金の請求に限り、払込書発行手数料を申し受けません。

9. 設置確認及び解約等

- (1) 当社は、申込みを頂いた時点、あるいは契約後に、暖房機器が設置されているかどうかを確認させて頂くことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、住宅への立ち入りを承諾して頂きます。万一、立ち入りを承諾して頂けない場合、この選択約款の申込みを承諾しない、又はすみやかにこの選択約款を解約し、解約日以降指定旧供給地点小売供給約款を適用いたします。
- (2) 調理機器、給湯機器、暖房機器を取り外す等、2の規定に定める適用条件を満たさなくなった場合は、直ちにその旨を当社へ連絡して頂きます。なお適用条件を満たさなくなった場合は、この選択約款を解約いたします。
- (3) 当社は、支払期限を経過してもなお料金のお支払いがない場合等、指定旧供給地点小売供給約款35の規定に掲げる事由によってガスの供給を停止されたお客さまが、当社の指定した期日までにその事由となった事実を解消しない場合には、文書等でお客さまに解除日の遅くとも目安として15日間及び5日間（休日を含みます。）の日数をおいて少なくとも2回予告した上で、ガス小売供給契約を解除することがあります。

10. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り、又は下回る場合は、次の算式により別表の料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表の2(2)のとおりといたします。

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} + 0.210 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

- ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} - 0.210 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

（備考）

上記イ、ロの算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨て。

（2）（1）の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

- ① 基準平均原料価格（トン当たり）

71,210円

- ② 平均原料価格（トン当たり）

別表の2（2）に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりプロパン平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）を平均原料価格といたします。なお、平均原料価格は、当社の営業所等に掲示し、又はホームページ等に掲載いたします。

- ③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

（算式）

- イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

- ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

11. 保証金

- （1）当社は5（1）の申し込みをされる方、又は支払期限を経過してもなお料金の支払いがなかったお客さまから、供給の開始若しくは再開に先立って、又は供給継続の条件として、その申込者又はお客さまの予想月額料金の3か月分（お客さまが設置しているガス機器及び将来設置を予定しているガス機器、増設する供給施設ならびに前3か月分又は前年同期の同一期間の使用量その他の事情を基準として算定いたします。）に相当する金額を超えない範囲内で保証金を預かることがあります。
- （2）保証金の預かり期間は、預かり日から、契約終了もしくは解約の日以降60日目までといたします。
- （3）当社は、お客さまから保証金を預かっている場合において、そのお客さまから支払期限を経過してもなお料金の支払いがなく、かつ、当社の督促後5日以内になお支払いがないときは、保証金をもってその料金に充当いたします。この場合、保証金の不足分をお客さまに補充していただくことがあります。

- (4) 当社は、預かり期間経過後、又は指定旧供給地点小売供給約款9の規定により契約が消滅したときは、保証金((3)に規定する未収の料金がある場合にあっては、その額を控除した残額をいいます。)を速やかにお返しいたします。保証金には利息を付しません。

12. その他

その他の事項については、指定旧供給地点小売供給約款を適用いたします。

附 則

1. 本選択約款の実施期日

本選択約款は、2025年10月17日から実施いたします。

2. 「三重県LPガス料金高騰対策支援金事業(第4期)」に係る特別措置

- (1) 「三重県LPガス料金高騰対策支援金事業(第4期)(以下、「支援金事業」といいます。)」の支援金交付要領に基づき、定められた期間において、指定旧供給地点小売供給約款の「22. 料金の算定及び申し受け」「23. 単位料金の調整」「24. 料金の精算等」によって算定、清算された料金から、定められた支援額を上限として値引くものとします。
- (2) (1) は支援金事業が終了されるとともに、本附則の効力を失うものとします。

(別 表)

1. 適用区分

(1) 料金表 1 (だん暖料金 A)

料金表 A 使用量が 0 立方メートルから 8.0 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 B 使用量が 8.1 立方メートルから 23.9 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 C 使用量が 23.9 立方メートルを超える場合に適用いたします。

(2) 料金表 2 (だん暖料金 B)

料金表 A 使用量が 0 立方メートルから 8.0 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 B 使用量が 8.1 立方メートルから 23.9 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 C 使用量が 23.9 立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金及び消費税等相当額の算定方法

(1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金又は

8 の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(2) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。

- ① 料金算定期間の末日が 1 月 1 日から 1 月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 8 月から 10 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ② 料金算定期間の末日が 2 月 1 日から 2 月 28 日（うるう年は 2 月 29 日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 9 月から 11 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ③ 料金算定期間の末日が 3 月 1 日から 3 月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 10 月から 12 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ④ 料金算定期間の末日が 4 月 1 日から 4 月 30 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 11 月から当年 1 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑤ 料金算定期間の末日が 5 月 1 日から 5 月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 12 月から当年 2 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が 6 月 1 日から 6 月 30 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 1 月から 3 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が 7 月 1 日から 7 月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 2 月から 4 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が 8 月 1 日から 8 月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 3 月から 5 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

ます。

⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(3) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算式により算定いたします。
(小数点以下の端数切り捨て)

① 早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷(1+消費税率)

② 遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷(1+消費税率)

3. 料金表1(消費税等相当額を含みます。)

(1) 料金表A

①基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	800.80円
------------------	---------

②基準単位料金

1立方メートルにつき	389.12円
------------	---------

③調整単位料金

②の基準単位料金を基に8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(2) 料金表B

①基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	871.20円
------------------	---------

②基準単位料金

1立方メートルにつき	380.32円
------------	---------

③調整単位料金

②の基準単位料金を基に8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

ます。

(3) 料金表C

①基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	3, 4 4 7. 4 0 円
---------------------	-----------------

②基準単位料金

1 立方メートルにつき	2 7 2. 5 2 円
-------------	--------------

③調整単位料金

②の基準単位料金を基に8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

4. 料金表2 (消費税等相当額を含みます。)

(1) 料金表A

①基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	8 0 0. 8 0 円
---------------------	--------------

②基準単位料金

1 立方メートルにつき	3 8 9. 1 2 円
-------------	--------------

③調整単位料金

②の基準単位料金を基に8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(2) 料金表B

①基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	8 7 1. 2 0 円
---------------------	--------------

②基準単位料金

1 立方メートルにつき	3 8 0. 3 2 円
-------------	--------------

③調整単位料金

②の基準単位料金を基に8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(3) 料金表C

①基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	2, 9 7 4. 4 0 円
---------------------	-----------------

②基準単位料金

1 立方メートルにつき	2 9 2 . 3 2 円
-------------	---------------

③調整単位料金

②の基準単位料金を基に8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。